

県土マネジメント部建築工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土マネジメント部が所管する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の監督に関して、契約の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 監督は、地方自治法、同法施行令及び建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要領において次の各号の掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 建築工事が請負契約書による設計図書に定められたとおり適正に施工されるように、承諾、指示、協議、検査、立会い、審査、確認、調整、記録等の業務を行うことをいう。
- (2) 監督員 地方自治法第 234 条の2 第1 項、同法施行令第 167 条の 15 第1 項第1 項及び請負契約書第 9 条に規定する監督員の業務（以下「監督業務」という。）を行う職員をいう。
- (3) 承諾 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(以下「標準仕様書」という。) 1.1.2 に定める「監督職員の承諾」をいう。
- (4) 指示 標準仕様書 1.1.2 に定める「監督職員の指示」をいう。
- (5) 協議 標準仕様書 1.1.2 に定める「監督職員と協議」をいう。
- (6) 検査 標準仕様書 1.1.2 に定める「監督職員の検査」をいう。
- (7) 立会い 標準仕様書 1.1.2 に定める「監督職員の立会い」をいう。
- (8) 審査 受注者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）を審査することをいう。
- (9) 確認 建築工事の実施状況について、設計図書のとおり施工されているかどうかを監督員が確かめることをいう。
- (10) 軽易 比較的簡単な事項で、金額や品質にほとんど変更のおそれのないものをいう。

(監督体制)

第4条 監督員として、総括監督員、主任監督員及び一般監督員をおくものとする。

(監督員の任命)

第5条 監督業務は、工事請負契約ごとに当該建築工事を所掌する本庁の課(室)長又は出先機関の長(以下「所属長等」という。)から任命された職員(以下「監督員」という。)が行うものとする。

2 監督員の任命は、監督員任命伺(第1号様式)によるものとし、原則として次の各号に掲げる区分に応じた職にある者とする。

ただし、工事目的物の全部の引渡が完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免することとする。

(1) 総括監督員 当該建築工事を所管する本庁の主幹、課(室)長補佐相当職にある者又は出先機関の主幹、課長、課長補佐相当職にある者。

(2) 主任監督員 当該建築工事を所管する係長相当職又は主査の職にある者。

(3) 一般監督員 当該建築工事を所掌する係又はグループの主事等の職にある者。

3 監督員に任命された職員が人事異動、その他病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合には、速やかに監督員任命(変更)(第2号様式)により任命替えの措置を講ずるものとする。

(監督員の通知)

第6条 所属長等は監督員を任命したときは、その氏名等を監督員通知書(第3号様式)により受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(監督業務の委託)

第7条 所属長等が、建築工事の特殊性その他正当な理由により、職員による監督が困難であり又は適当でないとしたときは、第5条の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

(監督業務及び分担)

第8条 監督員は設計図書に定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 監督業務のうち、監督員検査は県土マネジメント部建築工事検査要領(平成2年4月1日付技第5号)第5条(1)から(4)に定める検査員検査に先立つ検査及び、材料・機器等の検査をいう。

3 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務、一般監督業務に分類するものとし、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、総括監督員を置かないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。

(1) 総括監督業務

イ 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務で重要なものの処理。

ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整で重要なものの処理。

- ハ 建築工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の処理及び報告。
- ニ 受注者の工事関係者について、建築工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者、又は監督業務の執行を妨げる者があるときの排除等の措置。
- ホ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。

(2) 主任監督業務

- イ 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。
- ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。
- ハ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告。
- ニ 前号ニに定める措置を必要とする事実及び理由の報告。
- ホ 設計図書に基づく建築工事の実施のため受注者が作成した施工計画書、施工図等の書類（軽易なものを除く。）の審査、承諾。
- ヘ 設計図に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- ト 一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。

(3) 一般監督業務

- イ 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務で軽易なものの処理。
- ロ 関連する2以上の建築工事における工程等の調整に関する報告。
- ハ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告。
- ニ 前号ニ並びに（1）号ニに定める措置を必要とする事実及び理由の主任監督員に対する報告。
- ホ 設計図書に基づく建築工事の実施のため受注者が作成した施工計画書、施工図等で軽易なものの審査、承諾。
- ヘ 設計図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（重要なものを除く。）の処理。

(監督の実施)

第9条 監督職員は、別表の各項目について技術的に十分に検討のうえ監督を実施するものとする。

(監督に関する図書)

第10条 監督員は次の各号に掲げる図書（受注者から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し又は整理して監督業務の経緯を明らかにするものとする。

る。

- (1) 建築工事の実施状況を記載した図書。
- (2) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類。
- (3) 建築工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書。
- (4) その他監督業務に関する図書。

（指示＜承諾＞書）

第11条 監督員が受注者に指示、承諾する場合は、指示＜承諾＞書〔建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（平成15年6月19日付け技第45号）様式35〕により行うものとする。

また、疑義に対する応答事項及び受注者と協議した事項（工事請負契約第9条関係、軽易なものを除く。）については記録するものとする。

（事故報告）

第12条 監督員は当該建築工事に事故が発生したときは、遅滞なく受注者から事故報告書〔「建設工事事故発生時の対応について」の運用について」（平成28年10月19日付け技第135号）〕を提出させ、その内容を確認するとともに速やかに所属長に報告するものとする。

（手直し工事等の監督）

第13条 監督員は、検査員検査の結果により、検査員が手直し工事等を指示したときは、その履行について監督業務を行うものとする。

附 則

（施行期日）

平成 2年 4月 1日	施行	（平成 2年 4月 1日 技第 5号）
平成10年 4月 1日	改正施行	（平成10年 2月 6日 技第121号）
平成14年11月 1日	改正施行	（平成14年10月16日 技第131号）
平成15年 5月 1日	改正施行	（平成15年 5月 1日 技第 29号）
平成16年 5月 1日	改正施行	（平成16年 4月30日 技第 33号）
平成18年 4月 1日	改正施行	（平成18年 3月31日 技第187号）
平成20年 7月 1日	改正施行	（平成20年 6月30日 技第 97号）
平成23年 4月 1日	改正施行	（平成23年 4月 1日 技第 8号）
平成30年12月 1日	改正施行	（平成30年11月29日 技第215号）
令和 2年 1月 1日	改正施行	（令和 元年12月19日 技第234号）
令和 8年 4月 1日	改正施行	（令和 8年 3月25日 技第309号）

(別表)

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、 受理等 (5) 条件変更に関する確 認、調査、検討、通知 (6) 関連工事との調整 (7) 工程把握及び工事促 進指示	契約書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明 に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必 要な事項について把握する。 受注者から提出された施工計画書により、施工計 画の概要を把握する。ただし、品質計画に係る部分 については、承諾する。 現場における施工体制の把握を行う。 契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協 議（詳細図の作成を含む。）、受理等について、必 要に応じて現場状況を把握し、適切に行う。 ① 契約書第18条第1項の第1号から第5号ま での事実を発見したとき、又は受注者から事実の確 認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内 容を確認し検討のうえ、必要により設計図書の訂正 又は変更内容を定める。ただし、特に重要な変更等 が伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めると ともに、あらかじめ所属長等の承諾を受ける。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要 があるときは、当該指示を含む）する。 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する 場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事 項を受注者に対し指示を行う。 受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき 工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行 う。	適正化法第16条 適正化指針 第25(5) 契第9条 契第18条 契第18条 契第2条 契第11条

<p>(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	
<p>(9) 所属長等への報告</p>		
<p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、所属長等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、所属長等へ報告する。</p>	<p>契第20条 契第22条</p>
<p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p>	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、所属長等へ報告する。</p>	<p>契第28条</p>
<p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を所属長等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、所属長等へ報告する。</p>	<p>契第30条 契第30条</p>
<p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、所属長等へ報告する。</p>	<p>契第29条</p>
<p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、所属長等へ報告する。</p>	<p>契第34条</p>
<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、出来形の確認資料に基づき出来高を確認し所属長等へ報告する。</p>	<p>契第35条</p>
<p>7) 部分払請求時の出来形の確認及び報告</p>	<p>部分払の請求があった場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、所属長等へ報告する。</p>	<p>契第38条</p>

8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、所属長等への措置請求を行う。	契第12条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第46条第1項、第47条又は第48条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所属長等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、所属長等へ報告する。</p> <p>③ 契約が工事の完成前に解除された場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、所属長等へ報告する。</p>	契第46条 契第47条 契第48条 契第50条 契第51条 契第53条
2 施工状況の検査等		
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を行う。</p> <p>① 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>② その他必要な事項</p>	
(2) 工事材料の検査等	設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の検査を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査を行う。	契第13条 契第14条
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契第14条
(4) 工事施工状況の検査等	設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、低入札価格調査制度調査対象工事以外にあっては公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）により、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては標準仕様書等に加え「県土マネジメン	

<p>(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>ト部建築工事重点監督実施要領」により確認、検査等を行う。</p> <p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているかを把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	
<p>(6) 改造請求及び破壊による検査</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契第9条</p> <p>契第17条</p>
<p>(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適合しないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を所属長等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契第15条</p> <p>契第15条</p>
<p>3 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	
<p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
<p>4 その他</p>		

<p>(1) 現場発生材の処理</p>	<p>受注者から引き渡される現場発生材については、規格、数量等を確認し、その引渡し場所について指示する。</p>	
<p>(2) 臨機の措置</p>	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契第27条</p>
<p>(3) 事故等に対する措置</p>	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、所属長等に報告する。</p>	
<p>(4) 工事完成検査等の立会い</p>	<p>原則として主任監督員、一般監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。</p>	
<p>(5) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って、所属長等の指定する検査日を受注者に対して通知する。</p>	